

# 事務事業マネジメントシート(平成23年度実績と平成24年度計画)

平成24年 5月29日 更新

事務事業名		高齢者住宅改造助成事業					<input type="checkbox"/> マニフェスト 関連	<input type="checkbox"/> 全庁横断 課題関連	<input type="checkbox"/> 集中改革 プラン関連
総合	政策	4	みんな元気で笑顔あふれるまちづくり		所属部	健康福祉部	課長名	可徳 精至	
計画	施策	16	高齢者の自立と社会参加の促進		所属課	高齢者支援課	担当者名	米澤 伸仁	
体系	基本事業	50	高齢者支援体制の充実		所属班	高齢者保険班	(内線)	2144	
予算科目	会計一般	款3 項1 目4	事業連番10502	法令根拠	熊本県高齢者等住宅改造助成事業実施要項 合志市高齢者住宅改造助成事業	成果優先度評価結果 コスト削減優先度評価結果	(⑩) (⑥)		
終了・開始年度		<input type="checkbox"/> 23年度で終了	<input type="checkbox"/> 23年度から開始	事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ	<input type="checkbox"/> 単年度繰返	(開始年度 ～ 年度)		
					<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度				

## ★事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】  (開始した背景、きっかけ、今後の状況変化を含む)	○在宅の要介護高齢者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成する。 ○平成9年度、熊本県高齢者住宅改造助成事業実施要項が制定され開始された。 ○熊本県高齢者住宅改造事業補助金（市の助成金額の1/2）が交付される。 ○助成対象者が居住する住宅の玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所及び台所のうち、助成対象者が利用する部分に関するもので、改造工事を行うことにより助成対象者の自立が助長され、又は介助者の負担の軽減が図られるものでなければならない。
【業務の流れ】	【市助成金】①改造実施相談・実地調査（改造方法書による助言）②助成費交付申請審査（地域ケア会議の開催・助成決定（却下）通知）③助成事業実績報告・実地検査（実施ケース記録簿作成・助成金確定通知・助成金支給） 【県補助金】①補助金交付協議（補助金内示）②補助金交付申請（補助金交付決定通知）③補助金概算払申請（受領）④実績報告（補助金交付確定通知）
【主な予算費目】	報酬、旅費、扶助費
【意見や要望】	特になし
関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	

## 1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1)事務事業の目的と指標 ①手段(主な活動) 23年度実績(23年度に行った主な活動) (DO)	新規・拡充区分 24年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)
【市助成金】①改造実施相談・実地調査 ②地域ケア会議の開催・助成決定(却下)通知 ③助成事業実績報告・実地検査 ④助成金支給 【県補助金】①補助金交付協議 ②補助金交付申請 ③補助金概算払申請 ④実績報告	23年度と同様
①活動指標(事務事業の活動量を表す指標) →ア) 改造相談件数	(単位)件 予算の主な増減の理由 補助対象事業費の減少見込による補助金の減。
②対象指標(対象の大きさを表す指標) 改造実施者	(単位)件 →ア) 助成決定件数
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 要介護高齢者の在宅での自立促進、介護者の負担軽減が図られる。	(単位)件 →ア) 助成件数
*③成果指標設定の理由と24年度目標値設定の根拠 在宅の要介護高齢者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、当該高齢者の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることがこの事業の目的であることから成果指標を助成件数とした。毎年度1件は相談がっている。	総トータルコスト 全体計画 ～ 年度 0

(2)各指標・総事業費の推移			単位	21年度実績(決算)	22年度実績(決算)	23年度目標(当初予算)	23年度実績(決算)	24年度目標(当初予算)	25年度予定	26年度見込	27年度見込
① 活動指標	ア)件	イ		1	1	1	2	1	1	1	1
② 対象指標	ア)件	イ		1	1	1	2	1	1	1	1
③ 成果指標	ア)件	イ		1	1	1	2	1	1	1	1
投 費 量	財 源 内 訳	国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 繰入金 一般財源	千円	350	242	350	82	250	350	350	350
		(A) 事業費計	千円	724	485	737	191	537	737	737	737
		(A)のうち指定経費	千円	0	485	723	180	523	0	0	0
		(A)のうち時間外・特勤	千円	0	0	0	0	0	0	0	0
人 件 費	正規職員従事人数	人		2	4	2	2	2	2	2	2
	延べ業務時間	時間		110	145	110	60	145	145	145	145
	(B)人件費計	千円		437	597	453	242	597	597	597	597
	トータルコスト(A)+(B)	千円		1,161	1,082	1,190	433	1,134	1,334	1,334	1,334

合志市

事務事業名	高齢者住宅改造助成事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
-------	-------------	-----	-------	-----	--------

## 2 評価の部 (S E E)

\*原則は23年度の事後評価、ただし複数年度事業は23年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①23年度目標達成度評価  事務事業の当年度実績は当年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因は?	<input checked="" type="checkbox"/> 達成した	<input type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒【原因 ↗】
	②24年度目標達成見込み  事務事業の次年度目標値に対して次年度の見込みはついているのか?	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成見込みあり ⇒【理由 ↗】 毎年度1件は相談がある。	<input type="checkbox"/> 目標達成は厳しい ⇒【理由と対策 ↗】
有効性評価	③成果の向上余地  次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか?成果が頭打ちになってないか?	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由 ↗】 この事業の助成対象者となる要件に「介護保険制度による住宅改修を行った者又は行おうとする者」とある。住宅改修で対応できる場合がほとんどであるため助成件数が大きく伸びる見込みはない。	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由 ↗】
	④類似事業との統廃合・連携の可能性  目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか?類似事業との統廃合ができるか?類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか?	<input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) □統廃合・連携ができる ⇒【理由 ↗】 □統廃合・連携ができない ⇒【理由 ↗】 要介護高齢者の住宅改修に対する補助事業は他にない。	<input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【理由 ↗】
効率性評価	⑤事業費の削減余地  成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由 ↗】 1件あたりの補助限度額の事業費である。	<input type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由 ↗】
	⑥人件費(延べ業務時間)の削減余地  やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか?成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか?(アウトソーシングなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由 ↗】 助成金支給事務に係る必要最少の業務時間数である。	<input type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由 ↗】
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地  事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由 ↗】 ・助成の対象とする住宅改修は、対象者が居住する住宅の玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所及び台所のうち、対象者が利用する部分に限られること。 ・(1)住宅の新築又は全面的な改築及び増築工事、(2)住宅の購入に伴い行われる改築工事、(3)単に住宅を維持するだけの補修的な工事には助成しないこと。 ・対象者及び当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7万円以上の世帯に属する者には助成しないこと。	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由 ↗】
	⑧行政の役割分担の適正化  事業事務のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行できないか?	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由 ↗】 助成金支給事務は市が行なわなければならない事務である。	<input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒【理由 ↗】

## 3 評価結果の総括 (S E E) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

介護保険制度の住宅改修(限度額20万円)でほとんどのケースで対応できるため、相談も年に1件程度である。しかし、低所得の要介護高齢者の世帯にとって、20万円を超える改修が必要な場合に対応できるよう無くてはならない制度である。

## 4 今後の方向性(事務事業担当課案)(P L A N)

### (1) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可

- 廃止 休止 目的再設定 事業統廃合・連携 事業のやり方改善(有効性改善)  
事業のやり方改善(効率性改善) 事業のやり方改善(公平性改善)  
現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)

### (2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成 果	向上			
	維持			
	低下			

### (3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策